

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

各自のライフプランを簡単に作成可能 独自のWEBシミュレーションツール

(公財)生命保険文化センターでは、3月中旬からライフプランを考える独自のWEBシミュレーションツール「e-ライフプランニング」をホームページ上に無料で公開している。このツールは、生年月日などの基本情報とともに具体的な収入・支出項目を入力することで、自分自身の現在のライフステージにおけるライフプランを簡単に作成することができるという。「e-ライフプランニング」は、生活設計の重要性が高まっている折、金融・保険商品を適切に選択する判断力が求められるが、一人ひとりでライフステージが違うだけに各自に応じたライフプランの基盤づくりを目指した。作成にあたっては同センターが研究テーマとして立ち上げた「生活設計の今日的課題と今後のあり方」に関する研究報告をベースに独自に開発したもの。研究会は大学教授中心に5人で検討を重ね昨年3月に報告書にまとめた。

「e-ライフプランニング」の特徴は、①「夢や目標を考える」②「現在の家計を把握する」③「将来のリスク(予想外の支出)やその備えについて考える」といったライフプラン作りに必要な3つの要素をサポートする機能が組み込まれている点だ。3要素をもとに、生年月日、配偶者・子どもの有無などの基本情報、それに具体的な収入・支出項目を入力することで、自分自身のライフプランを簡単に作成することができ、やり直しや修正も自在に可能だという。

税務会計

15年度税制改正法が3月31日に成立 法人税率引下げや消費再増税延期など

法人実効税率引下げや消費再増税の延期などが盛り込まれた2015年度税制改正法が、年度内ギリギリの3月31日に成立した。施行は原則、2015年4月1日からとなる。

今回の改正は、消費税再増税の延期と、法人実効税率引下げを始めとする景気底上げが特徴となっている。消費税は、今年10月に予定していた10%税率への引上げを1年半延期し、2017年4月とすることが正式に決まった。8%への引上げ時に消費が落ち込んだためもう少し猶予を持たせる。その代わりに、景気動向によって再増税の可否を判断する「景気条項」が削除された。これにより2年後の消費増税は確実となっている。

法人税については、普通法人の税率(中小法人は年所得800万円超の部分)が25.5%から23.9%に下がる。また、標準で34.62%だった法人実効税率を2年間かけて3.29%引き下げる。1年目となる今年度はまず2.51%引き下げて32.11%に、来年度は0.78%引き下げて31.33%とする。当初「数年で20%台へ」と掲げていた法人税改革だが、現時点ではまだ明確なゴールは見えていない。

そのほか、親や祖父母から貰った結婚資金や子育て資金について1000万円(結婚に関する費用は300万円)まで贈与税を非課税とする「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度」が創設され、今年4月1日から導入される(2019年3月31日まで)。

今週のキーワード

e-ライフ
プランニング

e-ライフプランニングの基本コンセプト【ライフプラン作成に必要な3つの要素】(本文中の①②③)と【ライフプランの作成と修正】を繰り返し行い、個々人がより合ったプランを作成できる。大半の入力項目には、予め平均的な数値が自動表示されているがこれらの数値をそのまま活用、最低限必要な情報を入力するだけで、より簡単に作成できる。個人を識別できる情報を入力することはないが安全性に最大限配慮するため暗号化技術(SSL)を導入している。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。